

水道工事共通仕様書新旧対照表

見出し	新	旧	備考欄
1.1.2 用語の定義	第１編 共通編 第１章 総則 第１節 総則 (略)	第１編 共通編 第１章 総則 第１節 総則 (略)	(略)
	P1-2 (略) (監督員) (略) <u>(主任監督員)</u>	P1-2 (略) (監督員) (略)	(略) (略) (新設)
	<u>「主任監督員」とは現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行う者をいう。また、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</u>		(新設)
	<u>(総括監督員)</u>		(新設)
	<u>「総括監督員」とは、監督総括業務を担当し、主に、受注</u>	<u>「総括監督員」とは、監督総括業務を担当し、主に、受注</u>	

水道工事共通仕様書新旧対照表

[illegible]

水道工事共通仕様書新旧対照表

[illegible]

水道工事共通仕様書新旧対照表

見出し	新	旧	備考欄
	(略) (施工体制台帳等変更時の処置) 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、 <u>発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。</u> (略)	(略) (施工体制台帳等変更時の処置) 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、 _____ _____ _____その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。 (略)	(略) (追加) (略)
1.1.16 工期変更	P1-18 (略) <u>(時間外労働上限規制)</u> 受注者は、 <u>時間外労働上限規制を踏まえ、適切な現場管理に向けた施工計画の見直しにより、受注者の責に帰すことができない事由により工期変更の必要がある場合には、契約約款第21条の規定に基づき、監督職員と協議するものとする。</u> (略)	P1-18 (略) _____ _____ _____ _____ _____ (略)	(略) (新設) (新設) (略)
1.1.21 工事完成検査	P1-25 (工事完成届の提出) 受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、完成通知書を <u>特記仕様書に定める工事の完成期限までに</u> 、監督職員に提出しなければならない。 (略)	(工事完成届の提出) 受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、完成通知書を <u>終期日の13日前</u> までに監督職員に提出しなければならない。 (略)	(変更) (略)

水道工事共通仕様書新旧対照表

見出し	新	旧	備考欄
1.1.29 不可抗力による損害	P1-29 (工事災害の報告) 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第29条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに「<u>天災その他の不可抗力による損害について（通知）</u>」を、監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。 (略)	P1-29 (工事災害の報告) 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第29条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに<u>工事災害通知書を、</u> 監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。 (略)	(変更) (略)
1.1.44 週休二日の対応	P1-40 (一般事項) (1) 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、土日を休日とする<u>週休二日工事の実施に取り組むなど、週休二日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上</u> に努めなければならない。 (略)	P1-40 (一般事項) (1) 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、土日を休日とする<u>4週8休以上の現場閉所又は技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施</u> に努めなければならない。 (略)	(変更) (略)

水道工事共通仕様書新旧対照表

見出し	新	旧	備考欄
1.2.1 一般事項	第2節 施工管理	第2節 施工管理	
	(略)	(略)	(略)
	P1-44 (略)	P1-44 (略)	(略)
	(工事現場への専任) (1) <u>工期の始期から</u> 現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、 <u>発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しないものとする。</u> <u></u> <u></u>	(工事現場への専任) (1) <u>請負契約の締結後、</u> 現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）については、 <u></u> <u></u> 主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しないものとする。 <u>なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との協議において定めるものとする。</u>	(変更) (追加) (削除)
1.2.4 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者	(略)	(略)	(略)
	P1-47 (略)	P1-47 (略)	(略)
	(雇用関係の確認) (1) 指名届には、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（ <u>健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しや所属会社の雇用証明書の写し等</u> ）を添付するものとする。	(雇用関係の確認) (1) 指名届には、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（ <u></u> <u></u> 被保険者証等の写し）を添付するものとする。	(変更)
	(2) 指名届に添付資料 <u></u> の写しを提出する場合は、 <u>住所及び個人が特定できる項目を復元ができない程度にマスキングを施すこと</u>	(2) 指名届に <u>被保険者証等の写しを添付する場合は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）第194</u>	(変更)

水道工事共通仕様書新旧対照表

[illegible]

水道工事共通仕様書新旧対照表

見出し	新	旧	備考欄
1.3.1 工事中の安全確保	第3節 安全管理 (略) P1-64 (略) (安全衛生協議会の設置) <u>(1) 監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年6月法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</u> <u>(2) 当該工事の請負箇所に隣接して別途工事が発注している場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく同条第1項の措置を講ずべき者、また、隣接する工事及び今後発生する工事については、別途監督職員より受注者へ通知するものとする。</u> (略) (建設工事における公益占用物件等への事故対策) (略) <u>(剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止)</u> <u>当該工事において剥離剤を使用する作業における労働災害防止について、厚生労働省より「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）（令和4年5月18日付け基安化発0518第1号）」に労働者の健康障害防止対策を1本の通達にまとめられているので、適切に履行す</u>	第3節 安全管理 (略) P1-64 (略) (安全衛生協議会の設置) <u>監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年6月法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</u> _____ _____ _____ _____ (略) (建設工事における公益占用物件等への事故対策) (略) _____ _____ _____ _____ _____	(略) (略) (追加) (新設) (略) (略) (新設) (新設)

水道工事共通仕様書新旧対照表

見出し	新	旧	備考欄
1.3.6 事 件 事 故 報 告 書	<u>ること。</u> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149924.html (略) P1-71 (事件及び事故の報告) (略) <u>(工事等の履行中における熱中症の報告)</u> <u>受注者は、工事の施工中に熱中症等の自覚症状（又は疑いのある症状）が生じた場合には、直ちに監督職員に熱中症等速報により報告するものとする。</u> (略)	_____ _____ _____ (略) P1-71 (事件及び事故の報告) (略) _____ _____ _____ _____ (略)	(略) (略) (新設) (新設) (略)

水道工事共通仕様書新旧対照表

見出し	新	旧	備考欄
1.4.6 交通誘導員	第4節 交通安全管理	第4節 交通安全管理	
	(略)	(略)	(略)
	P1-77	P1-77	
	(略)	(略)	(略)
	(資格要件)	(資格要件)	
	(略)	(略)	(略)
	なお、広島県公安委員会が認める交通誘導警備業務の指定路線区間内及び自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合は、表 1.1.10 に示す1名以上の交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を配置するものとする。	なお、広島県公安委員会が認める交通誘導警備業務の指定路線区間内及び自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合は、表 1.1.10 に示す1名以上の交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を配置するものとする。	
	<u>また、その他の交通誘導警備員についても、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置するものとする。</u>	<u> </u>	

水道工事共通仕様書新旧対照表

見出し	新	旧	備考欄
	<u>ることができるものとする。</u> <u>なお、上記に伴い、特別な費用が必要な場合は、追加で必要となる費用について監督職員と協議するものとする。</u> <u>(自動車専用道路における規制標識（設置時及び撤去時）)</u> <u>受注者は、自動車専用道路における交通規制のための規制標識設置時及び撤去時において、交通誘導警備員並びに作業員の安全を確保するため、次の措置を講じなければならない。</u> <u>① 安全施設の設置は、水道工事保安施設設置基準等を標準とするが、現場の実状により路肩幅員が狭く、安全に設置することが困難な場合は、非常駐車帯又は路肩幅員の広い箇所への配置を検討し、警察（高速隊）と協議すること。</u> <u>② 規制標識の設置時及び撤去時は、規制標識設置箇所の直近（車両の進行方向手前）の非常駐車帯に規制車（標識車）を配置し、通行車両に対して適切な注意喚起を行うこと。</u> <u>③ 規制標識の設置時及び撤去時、並びに規制標識設置箇所から移動する際には、1名以上の交通誘導警備員が通行車両に正対して常に監視を行い、旗等により通行車両に対して適切な注意喚起を行うこと。また、不測の事態が発生した場合には、笛等を用いて他の交通誘導警備員及び作業員に危険を知らせること。</u> <u>④ 規制標識の設置及び撤去作業は、常に風向き及び通過車両の風圧に留意し、不測の動揺を防止するため、2人以上で作業すること。</u> <u>⑤ 通規制の準備時及び解除時においても、規制車（標識</u>		 （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）

水道工事共通仕様書新旧対照表

[illegible]

水道工事共通仕様書新旧対照表

見出し	新	旧	備考欄
3.1.1 一般事項	第2編 一般施工編 第3章土工事 第1節 総 (略) P2-10 (略) (準拠すべき諸基準) (略) なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書に従うものとし、疑義がある場合は、監督職員と協議しなければならない。 <u>また、自然由来の重金属等の対応にあたっては、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(2023年版)」((令和5年3月29日)建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル改定委員会)によるものとする。</u> (略)	第2編 一般施工編 第3章土工事 第1節 総 (略) P2-10 (略) (準拠すべき諸基準) (略) なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書に従うものとし、疑義がある場合は、監督職員と協議しなければならない。 (略)	(略) (略) (略) (追加) (略)